

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項及び労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、福岡県民医連労働組合連合会から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

令和 4 年 5 月 14 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

賃金引上げ等

令和 4 年 5 月 11 日

厚生労働大臣 後藤 茂之

別 記

社会医療法人親仁会、社会医療法人新仁会《米の山病院、米の山歯科診療所、みさき病院、中友診療所、中央診療所》（以上、福岡県）、社会医療法人親仁会さかき診療所（熊本県）